

第1回日本年金機構評価部会参考資料

〔 目 次 〕

1 社会保険庁改革に伴う公的年金に係る国と日本年金機構の役割分担等（平成 21 年 8 月 6 日社会保障審議会（第 19 回）提出資料）	3
2 社会保険庁改革等の経緯	11
3 日本年金機構法の概要	17
4 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）	23
5 日本年金機構業務方法書(案)	37
6 公的年金の主な業務内容とその取組状況について	45
7 年金記録問題への取組	61
8 社会保障審議会関係法令・規則	69

平成 2 1 年 8 月 6 日

第 1 9 回 社会 保障 審議 会 提 出 資 料

社会 保 険 庁 改 革 に 伴 う 公 的 年 金 に 係 る
国 と 日 本 年 金 機 構 の 役 割 分 担 等

社会保険庁改革に伴う公的年金に係る国と日本年金機構の役割分担について

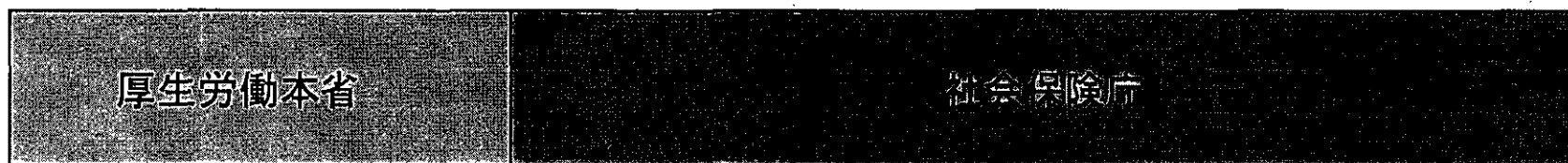
国民の信頼に應えることができる公的年金の運営体制とするため、平成22年1月1日より、

- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
- ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。

《現行》

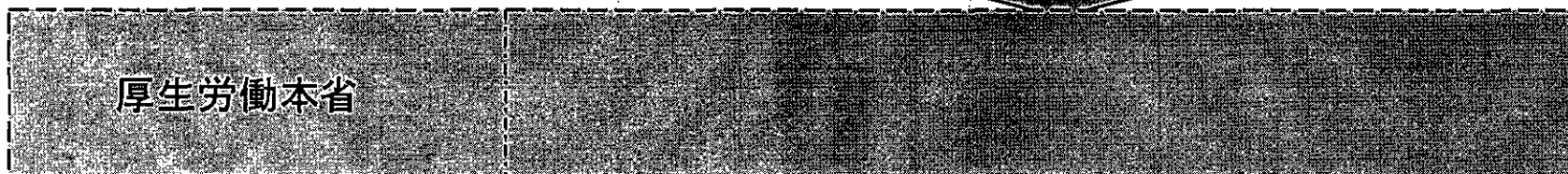
(制度の設計、財政検証)

(事業の運営)



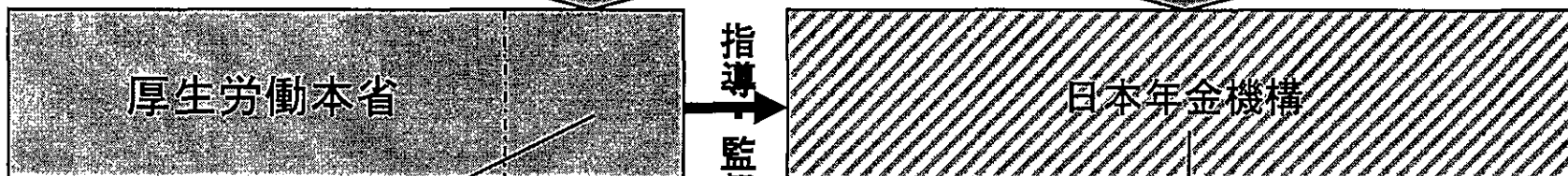
廃止

《改革後》



自ら実施

委任・委託

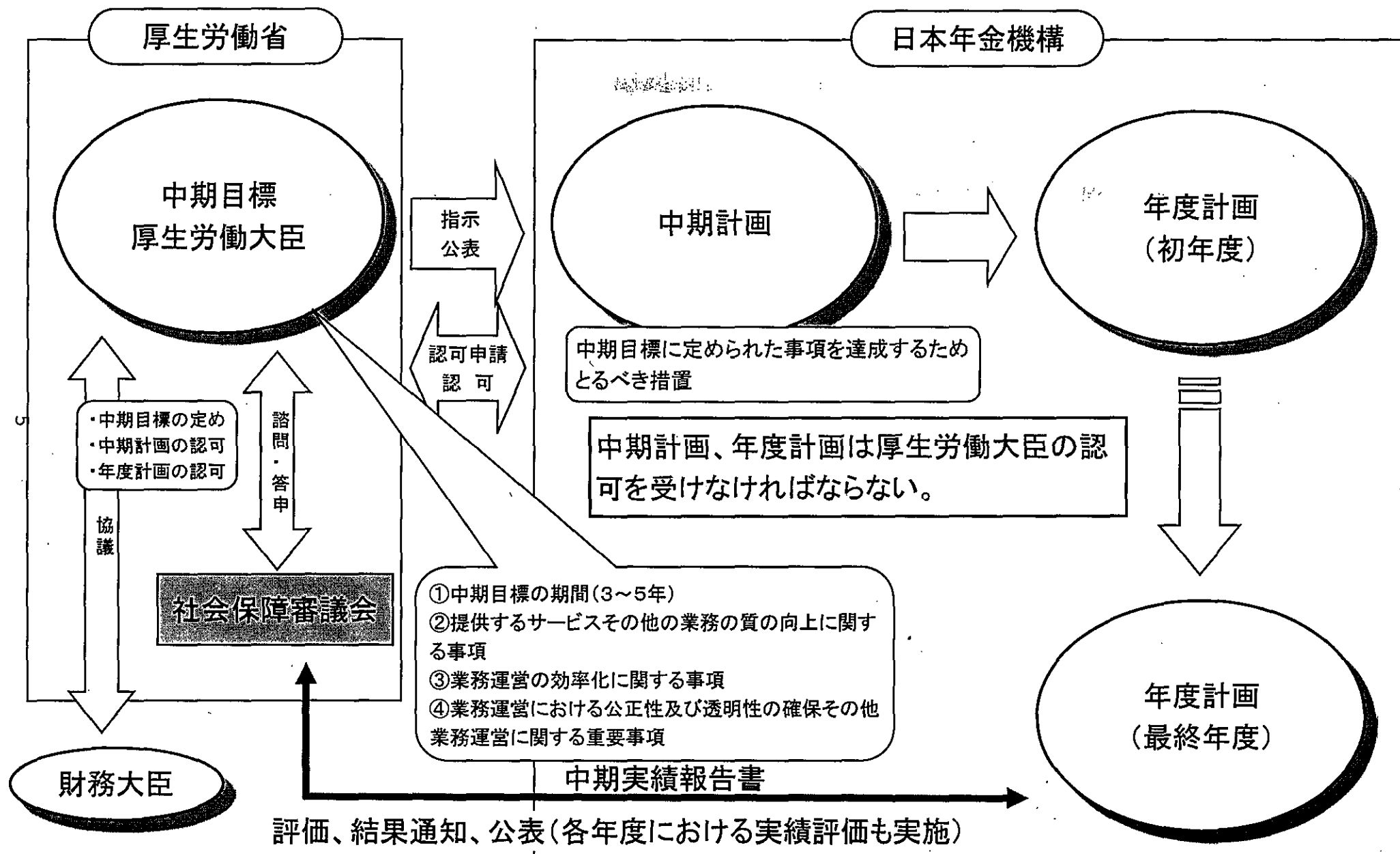


- ・事業実施に関する総合的な企画立案
 - ・年金特別会計の管理
 - ・個別の保険料、年金給付額等の決定
 - ・システムの保有・統括管理
- など

- ・公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・給付等)

平成二十二年一月

日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について



日本年金機構評価部会（仮称）
の設置について（案）

日本年金機構評価部会（仮称）の設置について （案）

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき、平成22年1月、社会保険庁は廃止され、政府管掌年金事業の一連の運営業務を担う新たな非公務員型の組織として、日本年金機構が設立される。

日本年金機構法においては、厚生労働大臣は、機構の中期目標を策定する場合や業務実績の評価を行う場合などには、社会保障審議会に諮問しなければならないこととされている。

このため、社会保障審議会に、こうした機構の業務運営のあり方についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

本年秋頃に発足予定。

日本年金機構法に基づく機構の業務運営のあり方（中期目標、実績評価等）について、必要な事項を順次議論。

社会保障審議会への諮問関係参照条文

○ 日本年金機構法（平成19年法律第109号）（抄）

（社会保障審議会への諮問）

第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。
- 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。

（中期目標）

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）
- 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 （略）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十七条 （略）

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 （略）

（業務改善命令）

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 （略）

（社会保障審議会への諮問等）

附則第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。

社会保険庁改革等の経緯

	不祥事案等の経緯	改革の経緯
平成16年 7月 8月 9月	○ 多数の職員による年金個人情報の業務目的外閲覧が判明(主としてH16.5月以前の事案) ○ 社会保険庁の元課長が納入業者からの収賄容疑で逮捕	○ 民間から、村瀬長官が就任 ○ 内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」(座長:金子晃慶應義塾大学名誉教授)設置 (H16.8月～H17.5月) H16.8 初会合 H17.5 社会保険庁改革の在り方について最終とりまとめ公表 ○ 社会保険庁の事業運営について速やかに変えるべく、緊急対応プログラム」を策定
平成17年 1月	○ 「社会保険庁をめぐる不祥事案等に関する調査報告書」とりまとめ ・ 収賄事件の発生を受けた特定の業者への発注等に係る調査(H10年度～H15年度の事案) ・ 社会保険庁の大量購入書籍等に関する職員の監修料の受け取りに係る調査(H11年度～H15年度の事案)	

	不祥事案等の経緯	改革の経緯
平成17年 7月		○ 厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」(座長:佐藤英善早稲田大学教授)設置 (H17.7月～H19.4月) H17.7 初会合 H17.12 組織改革の在り方についてとりまとめを公表 H19.4 新組織の実現に向けてを公表
平成18年 2月		○ 第164回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出(全国健康保険協会の設立を含む)
3月		○ 「ねんきん事業機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出(継続審議)
5月	○ 法案の国会審議の過程において、国年保険料免除等の不適正事務処理の問題が取り上げられる	
6月	・ 国年保険料の免除等について、H17秋頃から法令等に違反する不適正な事務処理が行われていたことが判明 ・ H18.5月に社会保険庁における第1次調査報告書、H18.6月に第2次調査報告書、H18.8月に第3次調査報告書を取りまとめ ・ H18.8月に大臣政務官主宰の「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」における報告書のとりまとめ	○ 「健康保険法等の一部を改正する法律案」可決・成立

	不祥事案等の経緯	改革の経緯
平成18年12月		○ 「ねんきん事業機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」について、審議未了により廃案
平成19年 3月		○ 第166回通常国会に「日本年金機構法案」及び「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出
5月	○ 法案の国会審議の過程において、基礎年金番号に統合されていない5,000万件の記録等の年金記録問題が取り上げられる	○ 「年金記録への新対応策パッケージ」の策定・公表
6月		○ 「年金記録問題への新対応策の進め方」の公表
		○ 総務省に年金記録問題検証委員会(委員長:松尾邦弘弁護士(前検事総長))を設置 H19. 6 初会合 H19. 7 中間段階の公表 H19.10 委員会報告を公表
		○ 総務省に年金記録確認第三者委員会(委員長:梶谷剛前日本弁護士連合会会長)を設置 H19. 6 初会合 H19. 7 基本方針策定 ※中央のほか、各都道府県単位で設置。